

第 52 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月23日（水曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
レンブランドホテル厚木 3階「相模」の間

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る報酬額改定の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

野村マイクロ・サイエンス株式会社

証券コード：6254



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6254/>



株 主 各 位

神奈川県厚木市岡田二丁目9番8号
野村マイクロ・サイエンス株式会社
取締役社長 八 巻 由 孝

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、3頁に記載の「[新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について](#)」も必ずご確認ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月22日（火曜日）午後5時40分までに到着するようご送付ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年6月22日（火曜日）午後5時40分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時

2. 場 所 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
レンブラントホテル厚木 3階「相模」の間

3. 目的事項
報告事項

1. 第52期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る報酬額改定の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、当該議案につきまして賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権を統一しないで行使される場合（株式の信託等他人のために株式を有する株主様に限ります。）は、株主総会の3日前までにその旨および理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ~~~~~
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方は、ご入場いただけませんので、ご注意ください。
2. 当日の受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。
3. 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nomura-nms.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nomura-nms.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について

2021年6月23日（水）に当社第52回定時株主総会を開催いたしますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた株主様へのお願いと当社の対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願いとご案内>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。なお、議決権行使期限は、2021年6月22日（火）午後5時40分到着または受付分までです。詳細につきましては4頁から5頁をご参照ください。
- ・ご出席を希望される株主様におかれましても、株主総会開催日当日までの感染状況や政府・地方自治体の発表内容を十分にお確かめのうえ、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご検討ください。特にご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方などは、ご来場につきまして慎重なご判断をお願い申し上げます。

<ご来場される株主様へのお願いとご案内>

- ・当日は、会場入り口で検温をさせていただくことがあります。また、発熱などの症状があると認められる方には入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場内では、マスクの常時ご着用や、アルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- ・感染防止の観点から、間隔をあけた座席配置となりますので、例年に比べ座席数が減少いたします。このため、満席となりました場合は、入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<当社の対応について>

- ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
- ・登壇役員と運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・体調不良と見受けられる方には運営スタッフからお声掛けさせていただき、お帰りいただく場合がございます。

以上、ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時40分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時40分入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 株

XXXXXXXXXX年XX月XX日

投票日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 株

1. _____

2. _____

見本

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号議案および第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号議案、第4号議案および第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

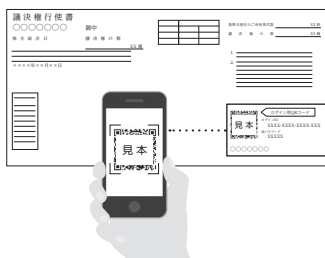
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

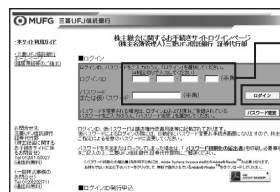
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

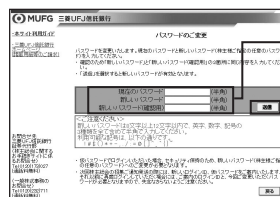
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の概況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により二度の緊急事態宣言が発令されるなど大きな制限を受け、民間設備投資、雇用情勢等は弱含み、企業収益は減少が続く等、依然として厳しい状況が続いております。世界経済においても、経済活動の再開が段階的に進められ一部に持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、米中貿易摩擦の長期化等依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの業績に影響を及ぼす半導体業界は、長引くコロナ禍による在宅勤務や巣ごもり消費等を背景に次世代通信規格5G、高性能パソコンやデータセンター関連需要に加えデジタルトランスフォーメーション投資の加速が追い風となり堅調に推移しております。Semiconductor Equipment and Materials International (SEMI) が発表した2020年の世界半導体製造装置市場統計によると、韓国、中国、日本、台湾等アジア地域を中心に前年比増となり、世界全体の半導体製造装置販売額は前年比19%増の71,190百万ドルとなりました。

また、FPD(フラットパネルディスプレイ)関連市場は、足元ではテレワークや在宅時間の増加等により液晶パネルの需要が高まり価格が上昇し関連各社の収益が改善しております。投資計画につきましては、慎重姿勢が見られるものの有機ELパネルへのシフトが進められている状況となりました。

このような状況下、当社グループは海外では半導体・FPD関連企業、国内では半導体・製薬関連企業を中心に積極的な営業活動を展開し、受注獲得に努めてまいりました。

これらの事業活動により、水処理装置については、旺盛な半導体設備投資需要を背景に各地域の半導体関連企業から受注した超純水製造装置の工事が進捗したことに加え、韓国での大型水処理装置案件の受注等により売上高は21,143百万円(前期比77.3%増)となりました。また、メンテナンスおよび消耗品については、好調だった前期並みの受注を確保し、売上高は8,518百万円(同0.4%減)となりました。その他の事業については、配管材料の販売増加等により、売上高は699百万円(同21.8%増)となりました。

利益面については、水処理装置の売上増加と低採算案件が一巡したこと等により売上総利益が増加したことに加え、テレワークの実施等により販売費及び一般管理費が前期比で減少となったこと等により営業利益が大幅に増加し、同利益率は4.3ポイント改善いたしました。また営業外費用に貸倒引当金繰入額を計上いたしましたが、経常利益以下の各段階利益で前期を上回りました。以上の結果、受注高は25,323百万円（同5.2%増）、売上高は30,361百万円（同44.2%増）、営業利益は3,972百万円（同115.2%増）、経常利益は3,636百万円（同104.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,618百万円（同105.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症拡大による業績への大きな影響は見られませんでした。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

・日本

国内の半導体および製薬関連企業ならびに韓国、中国の半導体関連企業の水処理装置案件の工事進捗等により売上高は19,271百万円（前期比42.2%増）となり、水処理装置の増収増益等により営業利益は2,918百万円（同134.4%増）となりました。

・アジア

韓国、中国および台湾の半導体関連企業の水処理装置案件の工事進捗等により、売上高は11,013百万円（同53.5%増）となり、販売費及び一般管理費の減少等により営業利益は1,053百万円（同96.3%増）となりました。

・アメリカ

半導体関連企業への消耗品販売が減少したことにより、売上高は76百万円（同76.0%減）となり、営業利益は0百万円（同99.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、155百万円であり、その主なものは、質量分析装置41百万円、液中パーティクルカウンター28百万円、全有機体炭素測定器10百万円等であります。

③ 資金調達の状況

当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額7,877百万円の当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は2,604百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

野村マイクロ・サイエンス (Vietnam) Co.,Ltdは、2021年3月に清算手続きを開始しており、重要性が乏しいことから当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第49期 (2018年3月期)	第50期 (2019年3月期)	第51期 (2020年3月期)	第52期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
受 注 残 高(百万円)	8,259	9,809	12,826	7,788
売 上 高(百万円)	21,603	25,131	21,049	30,361
営 業 利 益(百万円)	1,240	1,213	1,846	3,972
経 常 利 益(百万円)	1,131	1,235	1,781	3,636
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,004	1,030	1,273	2,618
1株当たり当期純利益(円)	111.08	113.03	139.07	284.77
総 資 産(百万円)	22,096	19,034	19,622	24,758
純 資 産(百万円)	8,785	9,548	10,314	13,190
1株当たり純資産額(円)	963.71	1,046.83	1,123.61	1,429.56

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第49期 (2018年3月期)	第50期 (2019年3月期)	第51期 (2020年3月期)	第52期 (当事業年度) (2021年3月期)
受 注 残 高(百万円)	1,802	2,833	6,859	4,388
売 上 高(百万円)	14,016	13,465	14,249	19,925
営 業 利 益(百万円)	651	400	1,196	2,798
経 常 利 益(百万円)	939	961	1,585	2,780
当 期 純 利 益(百万円)	698	727	1,208	1,895
1株当たり当期純利益(円)	77.31	79.87	132.03	206.18
総 資 産(百万円)	16,637	13,964	16,211	18,991
純 資 産(百万円)	7,656	8,134	9,062	10,886
1株当たり純資産額(円)	839.54	891.72	987.17	1,179.12

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
アグループプラスチック株式会社	千円 100,000	% 100.0	配管材料等の販売
株式会社野村マイクロ・サイエンス 코리아	千KRW 3,849,840	% 100.0	超純水装置の販売、保守およびシステム開発等
野村微科学工程股份有限公司	千NT\$ 75,000	% 100.0	超純水装置の販売、保守
上海野村水处理工程有限公司	千US\$ 7,100	% 100.0	超純水装置の販売、保守
野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Co	千US\$ 1,200	% 100.0	超純水装置の販売、保守

- (注) 1. 野村マイクロ・サイエンス (Vietnam) Co.,Ltdは、2021年3月に清算手続きを開始しており、重要性が乏しいことから当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
2. 当社の子会社は、上記の重要な子会社5社であります。

(4) 対処すべき課題

① 対処すべき課題

当社グループは、水処理の研究開発および技術力の向上に積極的に取り組むことにより、半導体およびFPD（フラットパネルディスプレイ）を中心とする世界の最先端産業の発展・向上に貢献するとともに、超純水分野で培った技術をベースに環境負荷低減に貢献する製品開発を更に強化すること、ならびに超純水技術を製薬向け注射用水・精製水製造装置などに応用し、健康支援の一端に寄与することで、中期経営目標の達成に向けた事業活動をグループ一丸となって推進しております。

これを実現させるための当社グループの課題といたしましては、営業力の強化、受注採算の改善および為替リスクの回避、継続的な研究開発による他社との差別化および新製品の市場投入、優秀な人材の確保と育成、ならびに水処理事業領域の拡大が重要な経営課題と認識しております。

② 対処方針

営業力の強化につきましては、水質の維持およびトラブル発生時の迅速な対応など顧客ニーズの的確な把握ときめ細かな対応を通じ、競争力の高い販売先を確保していくため、国内外において必要に応じ新たな拠点展開を図っております。

この観点から、超純水製造装置の納入場所の近接地域への進出が営業強化には不可欠であるとの認識に基づき、国内では顧客企業の近隣地域に拠点を設置し、受注活動を展開するとともに海外においては、韓国に株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア、中国には上海野村水処理工程有限公司、アメリカには野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Co、台湾には野村微科学工程股份有限公司をそれぞれ設置し、受注活動を展開しております。

また、国内におきましては、プラスチック製配管材料の販売強化を図る目的で、2009年4月にアグループプラスチック株式会社を設立しております。

受注採算の改善および為替リスクの回避につきましては、当社グループの海外売上高比率が概ね60%という状況の中、極力円建てでの受注をすることと併せ、海外拠点展開と並行して現地企業からの原材料の調達比率を引き上げ、コストダウンを図るなど更なる受注採算の改善および為替リスクの回避に取り組んでおります。

継続的な研究開発による他社との差別化および新製品の市場投入につきましては、「超純水の更なる高度化」、「環境規制への対応」、「省エネ」など多様化・高度化する顧客ニーズに迅速かつ的確に対応するため、民間企業・大学等との共同研究に積極的に取り組んでおり、将来展望のある新製品の開発ならびに超純水製造装置以外の製品等の市場投入を図っております。

優秀な人材の確保と育成につきましては、従来から実施している大学の研究機関への派遣研修制度を継続するほか、エンジニアおよび研究開発部門の採用を中心に展開しており、2021年度は10名の新卒者を採用いたしました。

さらに水処理事業領域の拡大につきましては、長年当社が培った超純水製造技術を活用しつつ、他社との協業等により、半導体・FPD関連企業以外の工場排水処理や従来の当社のマーケットとは異なる領域での受注確保に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社5社により構成されており、超純水^(注)製造装置の設計・施工・販売とそのメンテナンスならびに消耗品の販売を主たる事業としております。

(注)超純水とは、水中に溶解しているイオン類、有機物、生菌、微粒子等を含まない極めて純度の高い水のことです。半導体の製造過程では洗浄工程に必須であり、使用される水の純度は歩留りに影響するため、水中に溶解している不純物を徹底的に除去した超純水が必要となります。

当社グループの事業内容は次のとおりであります。

① 水処理装置事業

当社グループは、水処理装置事業を主力事業として、半導体およびFPD（フラットパネルディスプレイ）向け超純水製造装置を中心に、超純水分野で培った技術を応用した各種用途向けの水処理装置の設計・施工・販売のほか、納入した装置のメンテナンスならびに装置に付帯するカートリッジフィルター、イオン交換樹脂等各種消耗品の販売、水質分析の受託等を行っております。

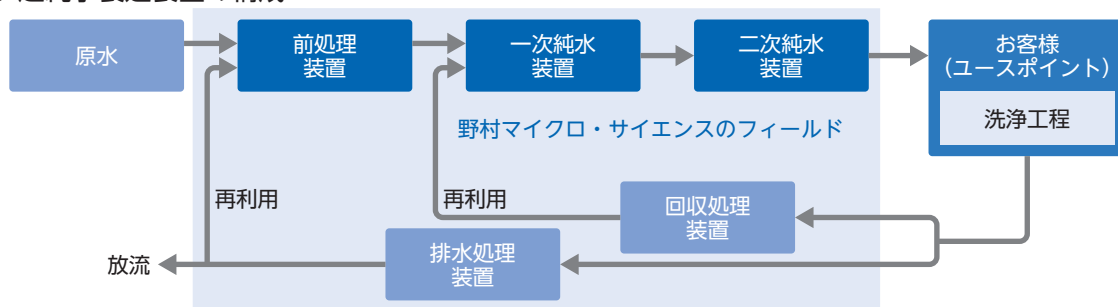
加えて、当社グループは、半導体製造技術の高度化・微細化に伴う要求に応えるべく、原水中の不純物を除去する前処理から超純水製造工程までを一貫して構築するとともに、環境負荷を軽減し、限られた水資源の有効利用に資する排水・回収処理装置を提供しております。

これらは、当社が国内ユーザーおよび海外ユーザーに直接販売しているほか、子会社の株式会社野村マイクロ・サイエンス コリアは韓国、野村微科学工程股份有限公司は台湾、上海野村水処理工程有限公司は中国、野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Coはアメリカの各ユーザーに対し、それぞれ販売等を行っております。

なお、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリアは、研究開発機能を有しており、海外の有力顧客により近い場所で研究開発体制を構築し、顧客から求められる研究課題の解決を図るとともに、当社グループの技術力向上と併せコストダウンに資する提案を行っております。また、顧客企業の設備投資の負担軽減ニーズに対しては、当社が設備を保有し超純水を提供するBOOM(ブーム)^(注)契約で対応することもあり、この契約も水処理装置事業に含まれております。

(注)Build Own Operate and Maintenanceの略であります。BOOM契約とは、当社がユーザーに超純水製造装置を提供し、ユーザーが使用した超純水の使用料を支払う契約であり、装置の運転管理・メンテナンスはすべて当社が行っております。

◎ 超純水製造装置の構成



1. 前処理装置

原水中の懸濁物質の除去を行い、一次純水装置に低濁質の水を安定供給するものであり、凝集沈殿装置、ろ過塔、膜前処理装置等が主要構成機器となります。

2. 一次純水装置

前処理水に含まれる不純物の除去を行い、高純度な純水に処理する装置であり、活性炭塔、イオン交換樹脂塔、逆浸透装置、電気再生式イオン交換装置、有機物分解装置、脱ガス装置等が主要構成機器となります。

3. 二次純水装置

一次純水に含まれる不純物をさらに除去し、要求されている超純水水質まで高める装置であり、有機物分解装置、非再生型イオン交換樹脂塔、限外ろ過装置等が主要構成機器となります。

② その他の事業

当社およびアグループプラスチック株式会社は、その他の事業として、国内ユーザーおよび海外ユーザーに対し、高純度薬品および配管材料等の販売を行っております。高純度薬品は超純水製造装置を構成する各種装置の安定化運転等に資するものであり、配管材料は主に超純水供給をはじめ化学薬品、上下水およびガス等の移送に供するものであります。

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社の事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神奈川県厚木市	中 四 国 営 業 所	広島県広島市
研 究 所	神奈川県厚木市	福 山 出 張 所	広島県福山市
東 日 本 営 業 所	神奈川県厚木市	観 音 寺 出 張 所	香川県観音寺市
仙 台 出 張 所	宮城県仙台市	山 口 駐 在 事 務 所	山口県下松市
北 上 駐 在 事 務 所	岩手県北上市	九 州 営 業 所	福岡県大野城市
埼 玉 駐 在 事 務 所	埼玉県さいたま市	長 崎 駐 在 事 務 所	長崎県大村市
掛 川 駐 在 事 務 所	静岡県掛川市	大 分 駐 在 事 務 所	大分県大分市
西 日 本 営 業 所	大阪府吹田市	宮 崎 駐 在 事 務 所	宮崎県宮崎市
名 古 屋 出 張 所	愛知県名古屋市	熊 本 駐 在 事 務 所	熊本県菊池郡菊陽町
京 滋 駐 在 事 務 所	滋賀県大津市	—	—

(注) 2020年10月1日付で、中四国営業所を開設いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
ア グ ル ー プ プ ラ ス チ ッ ク 株 式 会 社	神奈川県厚木市
株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア	大韓民国京畿道華城市
野村微科学工程股份有限公司	中華人民共和国新竹市
上海野村水処理工程有限公司	中華人民共和国上海市
野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Co	アメリカ合衆国テキサス州オースチン市

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門等の名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
営 業 部 門	123 (-) 名	3名増
設 計 工 事 部 門	200 (32)	7名減
開 発 部 門	40 (-)	1名減
全 社 (共 通)	84 (5)	7名増
合 計	447 (37)	2名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者(人材会社からの派遣社員)は()内に外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、総務部および経理部等に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
322 (29) 名	8名増	43.4歳	13.6年

(注) 使用人数は、就業員数(当社から社外への出向者5名を除いております。)であり、臨時雇用者(人材会社からの派遣社員)は()内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,350百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	401
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	384
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	300
山 口 銀 行 股 份 有 限 公 司	168

(注) 1. 当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額7,877百万円の当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。

2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は2,604百万円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2020年5月25日付で、当社株式は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）から同取引所市場第二部に市場変更いたしました。

また、野村マイクロ・サイエンス（Vietnam）Co.,Ltdは、2021年3月に清算手続きを開始しており、重要性が乏しいことから当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,152,000株
- (3) 株主数 6,826名

(4) 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
北 興 化 学 工 業 株 式 会 社	1,100千株	12.0%
B W T H O L D I N G G M B H	357	3.9
KBC BANK NV - UCITS CLIENTS NON T R E A T Y	313	3.4
株 式 会 社 り そ な 銀 行	300	3.3
積 水 化 学 工 業 株 式 会 社	300	3.3
野 村 殖 産 株 式 会 社	300	3.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	297	3.2
千 田 豊 作	277	3.0
カ ッ ラ ギ 工 業 株 式 会 社	229	2.5
ノ ム ラ ・ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	200	2.2
株 式 会 社 ミ ク ニ	200	2.2

- (注) 1. 株数は千株未満は切り捨て、持株比率は小数点第2位を四捨五入しております。
 2. 当社は、自己株式を953,160株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役（監査等委員である取締役を除く）	15,800株	9名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告24頁「4. (5) 取締役の報酬等」に記載しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権の状況

		第3回新株予約権	
発行決議日		2020年8月11日	
新株予約権の数		335個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 33,500株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり199,400円 (1株当たり1,994円)	
権利行使期間		2022年9月20日から 2027年9月16日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員である) 取締役を除く)	新株予約権の数	335個
		目的となる株式数	33,500株
		交付者数	9名

(注) 新株予約権者は、新株予約権行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役の任期満了による退任、当社または当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な理由により、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合はこの限りではありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

		第3回新株予約権	
発行決議日		2020年8月11日	
新株予約権の数		1,300個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 130,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり199,400円 (1株当たり1,994円)	
権利行使期間		2022年9月20日から 2027年9月16日まで	
行使の条件		(注) 1	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	1,300個 (注) 2
		目的となる株式数	130,000株
		交付者数	104名

(注) 1. 新株予約権者は、新株予約権行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役の任期満了による退任、当社または当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な理由により、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合はこの限りではありません。

2. 2021年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が10個減少し1,290個となっております。減少の理由は以下のとおりであります。

・退職による減少分 10個

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当 および 重要な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	千 田 豊 作	株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア 代表取締役
代 表 取 締 役 社 長	八 巻 由 孝	開発本部長
代 表 取 締 役 専 務	内 田 誠	営業本部長
常 務 取 締 役	芳 賀 孝 之	エンジニアリング本部長
取 締 役	依 田 博 明	資材部担当 野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Co 代表取締役
取 締 役	阿 部 嗣	品質管理部担当兼マーケティング兼新商品担当
取 締 役	瀬 戸 口 一 彦	営業本部副本部長
取 締 役	三 阪 雅 登	管理本部長兼人事部長
取 締 役	西 江 勝 治	営業本部副本部長兼韓国営業部長
取締役(監査等委員・常勤)	小 柴 真 彦	
取締役(監査等委員)	坂 野 英 雄	公認会計士・税理士、有限責任大有監査法人 代表社員 日総工産株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	市 橋 仁	
取締役(監査等委員)	佐 藤 光 輝	弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)坂野英雄氏、市橋 仁氏および佐藤光輝氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)坂野英雄氏および市橋 仁氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・坂野英雄氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 - ・市橋 仁氏は、上場会社の経理部門の業務および会社経営者として企業経営全般に携わってきた経験があります。
3. 取締役(監査等委員)佐藤光輝氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、取締役小柴真彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役（監査等委員）坂野英雄氏および佐藤光輝氏と当社の間には、人的関係、資本関係および重要な取引関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、両氏を独立役員として選定し、東京証券取引所に届出ております。
また、取締役（監査等委員）市橋 仁氏は、当社の主要株主である北興化学工業株式会社の元取締役（2010年2月退任）であります。退任後は他社の役員兼務をしておらず、加えて当社との間に人的関係、資本関係および重要な取引関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、同氏を独立役員に選定し、東京証券取引所に届出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である社外取締役坂野英雄氏、市橋 仁氏および佐藤光輝氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で被保険者を当社の取締役とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料の一部を各取締役の基本報酬額の割合に応じ負担するものとしております。

当該保険の内容の概要は、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、犯罪行為または法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外としています。

(4) 当事業年度中の取締役の異動

- ① 就任
該当事項はありません
- ② 退任
該当事項はありません

③ 取締役の地位・担当の異動

氏名	新	旧	異動年月日
千 田 豊 作	取締役会長	代表取締役会長 兼最高経営責任者	2020年 6 月23日
八 卷 由 孝	代表取締役社長	代表取締役社長 兼最高執行責任者	2020年 6 月23日
	代表取締役社長 開発本部長	代表取締役社長	2020年10月 1 日
内 田 誠	専務取締役営業本部長	常務取締役営業本部長	2020年 6 月23日
	代表取締役専務営業本部長	専務取締役営業本部長	2020年10月 1 日
芳 賀 孝 之	常務取締役 エンジニアリング本部長	取締役 エンジニアリング本部長	2020年 6 月23日
依 田 博 明	取締役資材部担当	取締役 開発本部長兼資材部担当	2020年10月 1 日

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

<基本方針>

当社の取締役個人別の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本とし、加えて、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして株主利益と連動した報酬体系としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、基本報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬および退職慰労金によって構成しておりますが、非常勤取締役および社外取締役への譲渡制限付株式の付与および退職慰労金の支給は行いません。

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針>

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的な権限について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、賞与および譲渡制限付株式報酬の評価配分といたします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。なお、譲渡制限付株式報酬は、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で個人別の割当て株式数を決議いたします。

イ. 基本報酬

取締役の役位・役割に応じ業務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬であります。基本報酬は、計算基礎額として従業員の賃金モデルを参考とした取締役報酬内規による算定額をベースに、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の役位、職責、在任年数、時間に応じた報酬を勘案し、報酬委員会での審議・答申を踏まえ取締役会が決議し、取締役会から委任を受けた代表取締役八巻由孝および内田 誠が限度額の範囲内において個別の報酬額を決定しております。

ロ. 賞与

取締役の基本報酬に業績等を勘案し役位に応じ所定の係数を乗じた額を、7月および12月に支給する金銭報酬であります。なお、賞与の個人別報酬額の決定は、報酬委員会での審議・答申を踏まえ代表取締役八巻由孝および内田 誠が限度額の範囲内において個別の報酬額を決定しております。

ハ. 譲渡制限付株式報酬

中長期的な業績向上・企業価値向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)と株主との一層の価値共有を進めることを目的として6月の取締役会後に付与する非金銭報酬であります。

当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるもの(以下、「本制度」という)とし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内と決定しております。本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限期間、譲渡制限期間の満了による譲渡制限の解除、退任等の場合の取扱い、組織再編等における取扱い、その他の事項等の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとしております。なお、譲渡制限付株式報酬の支給水準および個人別割当て株式数につきましては、上記賞与と同様であります。

ニ. 退職慰労金

当該取締役の退任時に支給する金銭報酬であります。退職慰労金は、株主総会の決議をもって役員退職慰労金取扱内規で定めた計算方法に基づき報酬委員会での審議・答申を踏まえ取締役会が決議し、取締役会から委任を受けた代表取締役八巻由孝および内田 誠が個別の支給額を決定いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	328,840 (—)	210,744 (—)	79,914 (—)	38,181 (—)	9 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	36,025 (18,825)	33,225 (18,825)	2,800 (—)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外取締役)	364,865 (18,825)	243,969 (18,825)	82,714 (—)	38,181 (—)	13 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、事業報告18頁「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」および19頁「3. (1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権の状況」に記載しております。
3. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2020年6月23日開催の第51回定時株主総会において年額350,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は9名です。また、上記報酬枠とは別枠で、2019年6月20日開催の第50回定時株主総会において取締役 (社外取締役および監査等委員を除く。) に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額30,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) 、株式数の上限を年50,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (社外取締役および監査等委員を除く。) の員数は6名です。
- なお、上記報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額である29,941千円を含めております。
4. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2019年6月20日開催の第50回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は4名です。
5. 取締役会は、代表取締役八巻由孝に対し各取締役 (監査等委員を除く。) の基本報酬の額、賞与および譲渡制限付株式報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役 (監査等委員を除く。) の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
6. 上記の報酬等の総額には、以下の当該事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
- ・ 取締役 (監査等委員を除く。) 9名 31,593千円
 - ・ 取締役 (監査等委員) 1名 1,500千円

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

当社は、2007年6月27日開催の第38回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を退任時に打ち切り支給することを決議いたしました。この決議に基づく当事業年度末における今後の打ち切り支給予定額は、以下のとおりであり、支給時期は各取締役の退任時としております。

・取締役 2名 146,605千円

なお、当社は企業業績ならびに個人成果との連動を明確にするとともに、中長期的観点からの経営課題を遂行するため、2010年6月23日開催の取締役会において、あらためて役員退職慰労金制度を導入することを決議しております。

また、当社は、2018年6月21日開催の第49回定時株主総会の決議に基づき同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行に伴い同総会において退任監査役に対する退職慰労金期贈呈議案を決議いただいております。この決議に基づく支給額は4,050千円であります。当該退任監査役は監査等委員会設置会社移行に伴い、監査等委員である取締役に就任しており、退職慰労金の支給時期は取締役の退任時としております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）坂野英雄氏は、有限責任大有監査法人の代表社員および日総工産株式会社
の社外監査役を兼職しております。当社はこれら法人との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査等委員会等への出席状況および発言状況

	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 坂野英雄	14/14回 (100%)	13/13回 (100%)	公認会計士および税理士としての専門的見地から、経営全般に対する監督や意見陳述を期待していましたが、当社取締役会において当該視点から適宜発言を行うとともに、監査等委員会において、監査実務経験等に基づき意見表明を行っております。 また、報酬委員会の議長として当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役（監査等委員） 市橋 仁	14/14回 (100%)	13/13回 (100%)	経営者として豊富な知見と見識から経営全般に対する監督や意見陳述を期待していましたが、当社取締役会において当該視点から適宜発言を行うとともに、監査等委員会において、経理・財務の豊富な経験と知見を活かし、当社の経営の透明性と客観性向上についての意見表明を行っております。 また、指名委員会の議長として当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役（監査等委員） 佐藤光輝	14/14回 (100%)	13/13回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保に対する意見陳述を期待していましたが、当社取締役会において当該視点から適宜発言を行うとともに、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等についての意見表明を行っております。 また、当事業年度に開催された報酬委員会5回、指名委員会3回の全てに委員として出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,000千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア、上海野村水処理工程有限公司、野村微科学工程股份有限公司および野村マイクロ・サイエンス (Vietnam) Co.,Ltdは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、収益認識基準に関する助言、指導についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2018年6月21日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制整備（内部統制システム）に関する基本方針の一部改定を決議しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」を定め、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組むものとする。
- ② コンプライアンス体制の基礎として、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」および「コンプライアンス基本規程」ならびに「コンプライアンス委員会規程」を定め、「コンプライアンス委員会規程」により社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備および維持を図ることとする。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- ④ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、その運用を行うこととする。
- ⑤ 監査等委員会は、当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 反社会的勢力・団体との関係を根絶するため、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」に「反社会的行為の根絶」を明記するとともに、「反社会的勢力対応規程」を定め、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で立ち向かい、反社会的勢力との関係を遮断する方針を堅持する。

（内部監査体制）

内部統制・牽制機能として、内部監査室を執行部門から独立した内部監査部門として設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な情報については、「文書取扱管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、業務執行に係るリスクとして、以下のイからニのリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクの管理責任者についての体制を整えることとする。
 - イ. 信用リスク
取引先の財務状況の悪化等から、売掛債権等の資産の価値の減少ないしは消失することにより損失を被るリスク。
 - ロ. 流動性リスク
財務内容の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保により通常よりも著しく高い金利の支払いを余儀なくされることにより損失を被るリスク。
 - ハ. オペレーショナルリスク
取締役および使用人が正確な事務を怠ること、もしくは事故・不正等を起こすこと、またはシステムが正常に機能しないことにより損失を被るリスク。
- ニ. 法務リスク
法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク。
- ② リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を構築する。不測の事態や危機が発生した場合には、社長を責任者とする対策本部を設置し、情報連絡チームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎に加え、子会社代表者と情報を共有し、当社と子会社または子会社間の課題等を協議および審議する場として、経営会議を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- ③ 経営会議は、取締役会にて決定された業務執行重要事項の調整を図るとともに、取締役会決議事項にかかる社内事前協議機関として、取締役および社長が出席を求めた者ならびに子会社代表者により構成する。
- ④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- ⑤ 経営計画のマネジメントについては、本マネジメントのルールである「中期経営計画作成規程」により、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

(5) 会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおいては、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」および「コンプライアンス基本規程」を遵守することとする。
- ② 子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定めるものとする。経営管理については「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行う。
- ③ 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）および使用人は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- ④ 子会社が、当社からの経営管理が法令に違反し、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査等委員会に報告するものとする。
- ⑤ 内部監査室は、当社および子会社の業務の状況について、定期的に監査を行い、監査の結果は当社の社長に報告する。
- ⑥ 当社グループは、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、当社が定める「リスク管理規程」に準拠してリスク管理を行うものとし、子会社から当社への報告は、「関係会社管理規程」に基づき、網羅的・統括的に行うものとする。なお、経営会議においてはグループ全体のリスクマネジメント推進に関する課題・対応等を審議する。また、不測の事態や危機の発生時には、速やかに対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、当社取締役および社長が出席を求めた者ならびに子会社代表者により構成された定期的に開催する経営会議において子会社の業務内容の報告を受け、重要案件については内容の事前協議を行い、子会社の取締役会にて審議を行うこと等により子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ロ. 子会社は、当社に準拠した業務分掌、職務権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、体制を構築する。
- ⑧ 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ロ. 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

ハ. 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

ニ. 当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人が当社の監査等委員会に対して直接通報することができる旨を定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記する。

(6) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項**

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会が監査等委員会補助者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することとする。この場合、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ② 監査等委員会補助者を置く場合は、業務の執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。なお、当社は「監査等委員会の職務補助ならびに報告体制に関する規程」を定め、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を明記する。

(7) **監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。

(8) **取締役（監査等委員を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役（監査等委員を除く。）および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に都度報告するものとする。前記に拘わらず、常勤の監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員を除く。）および使用人に対して報告を求められることができるものとする。

- ② 社内通報システムを整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。
- ③ 常勤の監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査等委員会で策定した監査方針および監査計画に基づき監査を行うとともに、会計監査人、内部監査室との定期的な会議を開催するほか、緊密な連携により、監査の有効性および効率性を高めるものとする。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を確実にを行うため、内部統制システムを構築する。
- ② その仕組みが適正に機能しない場合は、速やかに必要な是正を行い、牽制体制を整備・運用し、金融商品取引法およびその他の関連法令等に対する適正性を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

(1) コンプライアンス体制について

当社グループでは、コンプライアンス体制の基礎として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当事業年度は同委員会を年2回開催しており、同体制を中心として、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の更なる整備および維持を図っております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社グループでは、取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしております。当事業年度は、取締役会を14回実施し、「経営方針の決定」、「諸規程の制定・改訂」、「組織変更」等の審議および決議を行っております。また、取締役（監査等委員を除く。）の職務の執行に際しては、取締役および社長が出席を求めた者をメンバーとする経営会議において取締役会の決議事項の事前協議を行い、社内における意見調整を図り、効率的な業務運営を行っております。

(3) リスクマネジメント体制について

当社グループでは、不測の事態や危機が発生した場合には、社長を責任者とする対策本部、情報連絡チームを設置し、迅速な対応を可能としております。こうした措置により損害の拡大を防止し、これを最小限に抑える体制を維持しております。

(4) 企業集団における業務の適正を確保するための体制について

当社グループでは、子会社代表者と情報を共有し、当社と子会社または子会社間の課題等を協議および審議する場として、経営会議を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしております。この経営会議は、グループ全体のリスクマネジメント推進に関する課題・対応等を審議する場としても機能しております。

(5) 監査等委員会の監査が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、監査等委員会が意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。加えて、社内報告体制として、社内通報システムを整備し、その運用を行っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社におきましては、現在、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を毀損する当社株式の大量取得を目的とした者が出現した場合の対応方針につきましては、いわゆる買収防衛策の導入の是非、必要性も含め、今後、継続的に検討してまいり所存であります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	21,379,847	流動負債	11,127,991
現金及び預金	9,860,518	支払手形及び買掛金	4,421,620
受取手形及び売掛金	8,835,750	短期借入金	2,604,060
電子記録債権	743,979	リース債務	8,238
商品及び製品	127,094	未払金	1,607,639
仕掛品	360,385	未払費用	89,022
原材料及び貯蔵品	304,735	未払法人税等	998,106
前渡金	432,291	前受金	855,061
前払費用	95,952	預り金	71,214
未収入金	947,120	製品保証引当金	64,000
その他	29,463	工事損失引当金	9,073
貸倒引当金	△357,442	賞与引当金	309,730
固定資産	3,378,952	役員賞与引当金	12,280
有形固定資産	1,836,095	資産除去債務	10,628
建物及び構築物	497,689	その他	67,314
機械装置及び運搬具	123,618	固定負債	440,339
工具、器具及び備品	148,796	リース債務	16,498
土地	1,041,926	長期未払金	150,655
リース資産	23,852	退職給付に係る負債	13,903
建設仮勘定	212	役員退職慰労引当金	259,283
無形固定資産	13,583	負債合計	11,568,331
ソフトウェア	2,262	純 資 産 の 部	
電話加入権	11,320	株主資本	12,331,393
投資その他の資産	1,529,273	資本金	2,236,800
投資有価証券	593,004	資本剰余金	2,103,822
長期前払費用	15,032	利益剰余金	8,447,950
退職給付に係る資産	202,379	自己株式	△457,180
繰延税金資産	229,025	その他の包括利益累計額	818,960
敷金及び保証金	336,482	その他有価証券評価差額金	204,844
保険積立金	47,317	為替換算調整勘定	614,115
その他	106,031	新株予約権	40,114
資産合計	24,758,799	純資産合計	13,190,468
		負債純資産合計	24,758,799

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		30,361,431
売上原価		23,234,642
売上総利益		7,126,788
販売費及び一般管理費		3,153,829
営業利益		3,972,959
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	33,727	
受取家の賃料	21,797	
その他	11,480	67,005
営業外費用		
支払利息	32,934	
支払手数料	2,000	
為替差損	16,737	
貸倒引当金の繰入	351,647	
その他	545	403,865
経常利益		3,636,099
特別利益		
固定資産売却益	1,783	
新株予約権戻入	1,687	3,470
特別損失		
固定資産除却損	24,384	
関係会社清算	5,798	30,183
税金等調整前当期純利益		3,609,387
法人税、住民税及び事業税	1,148,063	
法人税等調整額	△157,057	991,005
当期純利益		2,618,381
親会社株主に帰属する当期純利益		2,618,381

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,236,800	2,080,882	6,132,447	△467,024	9,983,105
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△302,877		△302,877
親会社株主に帰属する当期純利益			2,618,381		2,618,381
自己株式の取得				△131	△131
自己株式の処分		22,939		9,976	32,916
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	22,939	2,315,503	9,844	2,348,287
当連結会計年度末残高	2,236,800	2,103,822	8,447,950	△457,180	12,331,393

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	44,352	285,170	329,522	2,362	10,314,990
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△302,877
親会社株主に帰属する当期純利益					2,618,381
自己株式の取得					△131
自己株式の処分					32,916
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	160,492	328,945	489,438	37,752	527,190
当連結会計年度変動額合計	160,492	328,945	489,438	37,752	2,875,478
当連結会計年度末残高	204,844	614,115	818,960	40,114	13,190,468

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		14,739,044	流 動 負 債		7,716,883
現 金 及 び 預 金		6,562,374	支 払 手 形		653,601
受 取 手 形		166,840	買 掛 金		1,418,388
電 子 記 録 債 権		678,285	短 期 借 入 金		2,100,000
売 掛 金		5,591,520	一 ス 債 務		4,174
商 品 及 び 製 品		974	未 払 金		1,551,355
仕 掛 品		413,351	未 払 費 用		62,475
原 材 料 及 び 貯 蔵 品		291,528	未 払 法 人 税		838,000
前 渡 金		366,008	前 受 金		658,868
前 払 費 用		75,239	預 り 金		47,571
未 収 入 金		932,783	製 品 保 証 引 当 金		64,000
そ の 他 金		11,786	工 事 損 失 引 当 金		8,972
貸 倒 引 当 金		△351,647	賞 与 引 当 金		295,007
固 定 資 産		4,252,360	資 産 除 去 債 務		10,628
有 形 固 定 資 産		1,084,895	そ の 他		3,841
建 物		170,303	固 定 負 債		387,814
構 築 物		3,621	リ ー ス 債 務		4,304
機 械 及 び 装 置		41,585	長 期 未 払 金		150,655
工 具 、 器 具 及 び 備 品		136,311	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金		232,855
土 地		724,797	負 債 合 計		8,104,698
リ ー ス 資 産		8,063	純 資 産 の 部		
建 設 仮 勘 定		212	株 主 資 本		10,642,099
無 形 固 定 資 産		13,117	資 本 金		2,236,800
ソ フ ト ウ ェ ア		2,161	資 本 剰 余 金		2,105,295
電 話 加 入 権		10,956	資 本 準 備 金		1,968,194
投 資 其 他 の 資 産		3,154,347	そ の 他 資 本 剰 余 金		137,101
投 資 有 価 証 券		588,657	自 己 株 式 処 分 差 益		137,101
関 係 会 社 株 式		1,454,587	利 益 剰 余 金		6,757,184
関 係 会 社 出 資 金		438,926	利 益 準 備 金		158,700
長 期 前 払 費 用		15,032	そ の 他 利 益 剰 余 金		6,598,484
前 払 年 金 費 用		199,453	別 途 積 立 金		3,240,000
繰 延 税 金 資 産		216,037	繰 越 利 益 剰 余 金		3,358,484
敷 金 及 び 保 証 金		188,398	自 己 株 式		△457,180
保 険 積 立 金		47,317	評 価 ・ 換 算 差 額 等		204,491
そ の 他		5,935	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		204,491
資 産 合 計		18,991,404	新 株 予 約 権		40,114
			純 資 産 合 計		10,886,705
			負 債 純 資 産 合 計		18,991,404

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		19,925,520
売上原価		14,794,365
売上総利益		5,131,154
販売費及び一般管理費		2,332,522
営業利益		2,798,632
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	300,506	
受取家賃	20,917	
為替差益	17,954	
その他	8,641	348,019
営業外費用		
支払利息	12,552	
支払手数料	2,000	
貸倒引当金繰入	351,647	366,199
経常利益		2,780,452
特別利益		
新株予約権戻入	1,687	1,687
特別損失		
固定資産除却損	273	
関係会社清算損	156,623	156,897
税引前当期純利益		2,625,242
法人税、住民税及び事業税	924,375	
法人税等調整額	△194,943	729,432
当期純利益		1,895,810

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金 自己株式処 分差益	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	2,236,800	1,968,194	114,161	2,082,355	158,700	3,240,000	1,765,551	5,164,251
当期変動額								
剰余金の配当							△302,877	△302,877
当期純利益							1,895,810	1,895,810
自己株式の取得								
自己株式の処分			22,939	22,939				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	22,939	22,939	－	－	1,592,932	1,592,932
当期末残高	2,236,800	1,968,194	137,101	2,105,295	158,700	3,240,000	3,358,484	6,757,184

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△467,024	9,016,382	44,030	44,030	2,362	9,062,775
当期変動額						
剰余金の配当		△302,877				△302,877
当期純利益		1,895,810				1,895,810
自己株式の取得	△131	△131				△131
自己株式の処分	9,976	32,916				32,916
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			160,461	160,461	37,752	198,213
当期変動額合計	9,844	1,625,716	160,461	160,461	37,752	1,823,930
当期末残高	△457,180	10,642,099	204,491	204,491	40,114	10,886,705

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

野村マイクロ・サイエンス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 永 真 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樹 神 祐 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村マイクロ・サイエンス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村マイクロ・サイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

野村マイクロ・サイエンス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 永 真 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樹 神 祐 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村マイクロ・サイエンス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、インターネット等を経由した手段も活用しながら、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について説明を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

野村マイクロ・サイエンス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小 柴 真 彦 ㊞
 監 査 等 委 員 坂 野 英 雄 ㊞
 監 査 等 委 員 市 橋 仁 ㊞
 監 査 等 委 員 佐 藤 光 輝 ㊞

(注) 監査等委員坂野英雄、市橋 仁及び佐藤光輝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、今後の事業展開と経営体質の強化を図るために必要な内部留保を行うとともに、株主重視の観点から安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

第52期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当社は2020年5月25日をもちまして東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）から同取引所市場第二部へ市場変更いたしましたことに伴い、株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、1株当たり10円の記念配当を実施させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金65円（うち、普通配当55円、上場市場変更記念配当10円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は597,924,600円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日（支払開始日）

2021年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者の選定につきましては、指名委員会の答申を踏まえております。

また、本議案につきまして監査等委員会において検討がなされましたが、すべての候補者について適任であると判断しております。

各取締役候補者に関する事項は、51頁から54頁に記載のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	ふりがな氏名	当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	せん だ とよ さく 千 田 豊 作 再任	取締役会長	14/14回
2	や まき よし たか 八 巻 由 孝 再任	代表取締役社長 開発本部長	14/14回
3	うち だ まこと 内 田 誠 再任	代表取締役専務 営業本部長	14/14回
4	は が たか ゆき 芳 賀 孝 之 再任	常務取締役 エンジニアリング本部長	14/14回
5	せ とぐち かず ひこ 瀬戸口 一 彦 再任	取締役 営業本部副本部長	14/14回
6	み さか まさ と 三 阪 雅 登 再任	取締役 管理本部長兼人事部長	14/14回
7	にし え かつ じ 西 江 勝 治 再任	取締役 営業本部副本部長兼韓国営業部長	14/14回

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	せん だ とよ さく 千 田 豊 作 (1940年2月22日)	1958年4月 北興化学工業株式会社入社 1973年11月 当社入社 1986年6月 当社取締役 1990年6月 当社常務取締役 1992年6月 当社専務取締役 1996年6月 当社取締役副社長 2000年6月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役会長兼社長 2016年6月 当社最高経営責任者（CEO） 2020年6月 当社取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア 代表取締役	277,100株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社代表取締役として長年にわたり当社および当社グループの事業および経営を担っており、その豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見から、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	や まき よし たか 八 巻 由 孝 (1957年4月17日)	1982年4月 住友ベークライト株式会社入社 1985年4月 当社入社 2004年6月 当社取締役 2009年6月 当社常務取締役 2010年6月 当社取締役常務執行役員 2011年6月 当社取締役専務執行役員 2013年4月 当社開発本部長兼国内事業本部・海外営業本部・業務本部担当 2014年4月 当社新規事業・開発担当 2015年4月 当社海外事業本部長兼技術開発部・分析センター担当 2016年4月 当社海外事業本部・開発本部担当 2017年4月 当社代表取締役社長（現任） 2017年6月 当社最高執行責任者（COO） 2020年10月 当社開発本部長（現任）	69,400株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、技術、開発、国内・海外営業部門の要職を歴任し、その幅広い分野での経験と豊富な知識をもとにした適切な経営判断によって職責を十分に果たすことにより、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	うちだ まこと 内田 誠 (1958年2月20日)	1983年4月 三菱レイヨン株式会社（現 三菱ケミカル株式会社）入社 2010年4月 同社メンブレン部長 2012年4月 同社アクア事業部長 2014年7月 同社水環境事業中国代表 無錫麗陽膜科技有限公司総経理 2017年4月 三菱ケミカル株式会社中国事業推進グループマネージャー 2018年10月 当社入社会長・社長付特命事項担当 2019年6月 当社常務取締役営業本部長 2020年6月 当社専務取締役営業本部長 2020年10月 当社代表取締役専務営業本部長（現任）	3,539株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、長年にわたり膜・水処理事業に携わっており、これまで培った豊富な知見と企業経営に関する幅広い経験を活かし、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	はが たか ゆき 芳賀 孝之 (1955年12月19日)	1974年4月 トヨタ自動車株式会社入社 1979年6月 有限会社マルズズ入社 1989年3月 当社入社 2011年4月 当社国内エンジニアリング部長 2015年4月 当社執行役員技術本部副本部長 2017年4月 当社理事エンジニアリング本部副本部長 2018年4月 当社理事 エンジニアリング本部長（現任） 2018年6月 当社取締役 2020年6月 当社常務取締役（現任）	5,000株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、長年にわたり国内のエンジニアリング部門での要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日) が 名 (日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
5	せ と ぐ ち か ず ひ こ 瀬 戸 口 一 彦 (1961年7月13日)	1984年 4 月 当社入社 2008年 1 月 当社西日本営業部長 2014年10月 当社国内営業本部長兼国内営業部長 2015年 4 月 当社執行役員国内営業本部長兼国内営業部長 2017年 4 月 当社理事国内営業本部長兼東日本営業部長 2017年 6 月 当社取締役（現任）国内営業本部長兼東日本営業部長 2019年 6 月 当社営業本部副本部長兼東日本営業部長 2020年 4 月 当社営業本部副本部長（現任）	31,911株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、長年にわたり国内営業部門の要職を歴任し、国内営業にて得た豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社および当社グループの業績および企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
6	み さ か ま さ と 三 阪 雅 登 (1970年10月28日)	1993年 4 月 神東塗料株式会社入社 1997年 7 月 当社入社 2013年 4 月 当社国内事業本部西日本営業部長 2014年 5 月 当社人事部長（現任） 2018年 4 月 当社理事 2019年 6 月 当社取締役（現任）管理本部長（現任） 兼品質管理部担当	4,261株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、国内営業部門および人事部で業務経験を積み、これまで培った経験と知識を活かし、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	にし え かつ じ 西 江 勝 治 (1972年6月1日)	1996年4月 有限会社アクアシステム入社 1999年5月 橘工業株式会社入社 2000年10月 当社入社 2014年4月 当社海外営業部長 2018年4月 当社理事韓国営業部長 2019年6月 当社取締役営業本部副本部長兼韓国営業部長(現任)	2,600株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、国内および海外営業部門で業務経験を積み、これまで培った経験と知識を活かし、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 千田豊作氏は、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリアの代表取締役であり、当社は同社に超純水製造装置の部品販売、研究開発の委託を行っております。
2. 他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で被保険者を当社の取締役とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料の一部を各取締役の基本報酬額の割合に応じ負担するものとしております。当該保険の内容の概要は、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、犯罪行為または法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外とされています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。なお、保険料は全額当社負担とすることを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役佐藤光輝氏は任期満了により、また、監査等委員である取締役市橋 仁氏は辞任により退任いたしますので、新たに監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者に関する事項は、56頁から57頁に記載のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	ふりがな氏名	当社における地位・担当	候補者属性
1	たなか しんすけ 田中伸介 新任	—	社外取締役 独立役員
2	にいじま ゆみこ 新島由未子 新任	—	社外取締役 独立役員

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) が 名 (日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	※ 田中伸介 (1956年8月8日)	1980年4月 三菱重工業株式会社入社 2010年4月 同社冷熱事業本部営業部長 2013年10月 三菱重工冷熱株式会社取締役ヒートポンプ営業室長 2014年4月 同社取締役北日本支社長 2015年6月 同社執行役員北海道支社長 2021年5月 同社退社	一株
	【選任理由および期待される役割の概要】 田中伸介氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたる業務や企業経営を通じて培われた幅広い経験と知見を有しており、これらの経験、知見を当社の経営の監督に活かし、取締役会の監査・監督機能の強化を期待したためであります。		
2	※ 新島由未子 (1981年2月12日)	2009年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 2010年1月 山田法律特許事務所入所（現任） 2018年4月 株式会社丹青社社外取締役（監査等委員） （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社丹青社社外取締役（監査等委員）	一株
	【選任理由および期待される役割の概要】 新島由未子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、これらの経験、知見を活かし専門的な立場から取締役の職務執行に対する監督や、助言・提言等をいただくことを期待したためであります。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 田中伸介および新島由未子の両氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 田中伸介および新島由未子の両氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 田中伸介および新島由未子の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で被保険者を当社の取締役とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料の一部を各取締役の基本報酬額の割合に応じ負担するものとしております。当該保険の内容の概要は、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、犯罪行為または法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外とされています。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。なお、保険料は全額当社負担とすることを予定しております。
6. 田中伸介および新島由未子の両氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る報酬額改定の件

当社は、2019年6月20日開催の第50回定時株主総会において取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入についてご承認をいただき、本制度に基づき対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額は、年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は年50,000株以内とご承認をいただき今日に至っておりますが、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組みを強化し、株主の皆様とより一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額を年額50,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と改定させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブ等を総合的に勘案しつつ、半数以上が社外取締役に構成される報酬委員会への諮問を経て取締役会において決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告24頁から25頁に記載のとおりであります。

また、現在の対象取締役は9名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認されますと、対象取締役は7名となります。

本議案において、監査等委員会から対象取締役がその責務を果たすにあたり、当該報酬額の改定は相当であると判断した旨意見表明を受けております。

譲渡制限付株式の付与のための報酬の概要

本制度は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させることといたします。これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内といたします。

ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当等によって増減した場合、当該上限株式数は、その比率に応じて合理的な範囲で調整するものといたします。

本制度のもとで譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とし、当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本制度により当社の普通株式の割り当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、担保権設定の予約、その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限期間の満了による譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 退任等の場合の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

ただし、任期満了、死亡等当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的な範囲で調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

ただし、当社は、譲渡制限が解除された時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡等ができないよう、譲渡制限期間中は対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理する。

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって退任されます取締役依田博明および阿部 嗣の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。また、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針および役員退職慰労金取扱内規に沿って、半数以上が社外取締役で構成される報酬委員会への諮問を経て取締役会において決定しており、相当であると判断しております。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告24頁から25頁に記載のとおりであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会は妥当であると判断しており、特段の意見はございませんでした。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
依 田 博 明	2012年6月 当社取締役 現在に至る
阿 部 嗣	2017年6月 当社取締役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：レンブラントホテル厚木 3階「相模」の間
神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
電話番号 046-221-0001



交通：小田急線「本厚木駅」北口より徒歩約5分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。